2　患畜及び疑似患畜

農林水産省は、１の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

⑴　患畜

①　ウイルス分離検査により、口蹄疫ウイルスが分離された家畜

②　口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により口蹄疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜

③　口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜

⑵　疑似患畜

①　患畜が確認された農場で飼養されている家畜（と畜場、家畜市場等で患畜が確認された場合は、当該確認時に当該と畜場、家畜市場等で当該患畜と同居している家畜及び当該患畜の出荷農場において飼養されている家畜）

②　第８の１の⑴の①の移動制限区域内の農場又は第11の１の⑵の疫学関連家畜を飼養する農場において、口蹄疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜

③　患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症した日が推定できる場合にあっては、その日。以下「病性等判定日」という。）から遡って７日目の日以降に、当該患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家畜

④　第11の１の⑴の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って７日目の日以降に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜

⑤　第11の１の⑴の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って７日目の日以降に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜

⑥　第11の１の⑴の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って７日目の日より前に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

第５　病性等判定時の措置

１　関係者への連絡

⑴　都道府県は、第４の２により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

①　当該家畜の所有者

②　当該都道府県内の市町村

③　当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体

④　当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関

⑤　近隣の都道府県

⑵　⑴の場合、都道府県は、当該農場から半径10キロメートル以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。

⑶　⑵により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が口蹄疫のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

⑷　都道府県は、家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家畜の所有者及び第３の６の⑹に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家畜の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

２　対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

⑴　農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定した後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省口蹄疫防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

⑵　農林水産省は、動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①　⑴の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員

②　⑴の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家

③　と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム

④　小委に設置する疫学調査チーム

⑶　都道府県は、⑴の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県口蹄疫防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

⑷　都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。

⑸　農林水産省から派遣された⑵の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、農林水産省対策本部の決定した防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

⑹　都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。

⑺　農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。

⑻　農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

３　報道機関への公表等

⑴　第４の２により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。

⑵　⑴による公表は、農林水産省及び都道府県が同時に行う。

⑶　⑴による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までにとどめ、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

⑷　防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。

⑸　報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

①　プライバシーの保護に十分配慮すること。

②　発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。